

第27回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成28年9月12日(月) 9時00分～10時06分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(11人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄 (欠席)
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 9月の農業相談委員

7番	加藤	陽一郎
8番	二村	義信

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

12番	森	昭徳
2番	安部	喜美雄

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)

第4 報告案件

第1号 公共事業に関する農地の一時利用届について

- 第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について
- 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 その他の案件

- 第1号 農業委員会法改正への対応について
- 第2号 農地パトロール(利用状況調査)について
- 第3号 農業委員会通信の発行について

開 会 8時 58分

議長 皆さん。こんにちは。

議長 本日の出席委員は、11名中10名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より平成28年第27回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、12番森 昭徳委員、2番安部 喜美雄委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、森 昭徳委員、安部 喜美雄委員をお願いします。

議長 次に、次第の9月農業相談員は7番古藤陽一郎委員、8番二村 義信委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法5条許可申請関係3件となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字今古賀字正堺217番6で地目が田、面積が264㎡です。3ページの字図は分筆前のものですが、申請書類で分筆を確認しています。農地区域は農業振興地域外、土地の用途区

分が準工業地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図、6ページが給排水図、7ページが縦横断図、8ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道接続となっております。9ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして10ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、申請地が12ページの字図にありますように、大字今古賀字正堺217番7で地目が田、面積が198㎡です。12ページの字図は分筆前のものですが、申請書類で分筆を確認しています。農地区域は農業振興地域外、土地の用途区分が準工業地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。13ページが現況平面図、14ページが土地利用計画図、15ページが給排水図、16ページが縦横断図、17ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道接続となっております。18ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして19ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が広渡にお住まいの●●●●氏で、申請地が21ページの字図にありますように、松の本六丁目2189番、地目が畑、面積が252㎡です。農地区域が農業振興地域内、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。隣接する2188番、地目が宅地、面積が307.06㎡及び2263番2、地目が池沼、面積が96㎡をあわせて取得する計画となっております。申請目的は工場です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。22ページが現況平面図、23ページが土地利用計画図、25ページが縦横断図、26ページが事業計画書、27ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道接続となっております。28ページが関係者説明に関する調査票となっております。以上が、現地調査を伴う案件であります。なお、報告案件①及び②は過去に現地を確認しているため、現地調査は省略します。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 6分

－ 現地調査後 －

再開 9時 10分

議長 再開します。
それでは 第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
なお、付議案件①及び付議案件②は加藤陽一郎委員が当事者となりますので、審議の間、退室をお願い致します。まずは、地区担当の加藤 秀邦 委員からご報告をお願いします。

地元委員 (6番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、加藤 秀邦委員のからご報告をお願いします。

地元委員 (6番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、矢野 卓雄委員が欠席ですので事務局の安部よりご報告をお願いします。

事務局 (2番) 特に問題はございませんので、ご審議お願いいたします。と連絡がありましたので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成8名で第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 続きまして、報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の29ページをお開きください。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が●●●●(株)、届出の土地が大字鬼津字五反田645番1、地目が田、面積が586㎡、所有者が●●●●氏で、申請理由は資材置場となっております。町の下水道工事受注業者による届出です。本来、一時転用が必要な案件ですが、公共事業に関連した緊急やむを得ない3ヶ月以内の一時使用で許可不要と判断し届出を受理しています。31ページが字図、32ページが土地利用計画図となっております。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、報告案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の33ページをお開きください。報告案件②公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が●●●●(株)、届出の土地が大字鬼津字川の洲348番1他2筆、地目が畑と田、合計面積が576㎡、所有者が●●●●氏で、申請理由は資材置場となっております。町の下水道工事受注業者による届出です。本来、一時転用が必要な案件ですが、公共事業に関連した緊急やむを得ない3ヶ月以内の一時使用で許可不要と判断し届出を受理しています。35ページが字図、36ページが土地利用計画図となっております。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、報告案件③について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の37ページをお開きください。報告案件③農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、貸渡人の都合による解約1件となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①農業委員会法改正への対応について(説明)

議長 ご意見ございませんか。定数について決めていきます。地区の農業委員7名中立1名合計8名でよろしいですか。

【はい。】の声

議長 農業委員の定数は決定させていただきます。同じく推進委員7名でよろしいですか。

【はい。】の声

議長 推進委員は7名で決定させていただきます。新しい地区割でよろしいですか。

【はい。】の声

議長 新しい地区割でいきます。

議長 報酬についてです。説明していただいた報酬額でよろしいですか。

【はい。】の声

議長 遠賀町の報酬は、先ほど事務局が説明しました案で岡垣町とほぼ同額でよろしいですか

【はい。】の声

議長 それではその方向でいきます。

事務局長 ご審議ありがとうございました。早ければ12月議会で定数条例をあげたいと思っています。

議長 新体制で農業委員会総会に推進委員を対応するか。意見をお聞きします。

地元委員 (9番) 推進委員は議決権ない者を入れる必要はない。よほどの事があれば会長の指示で入れるようにしたら良い。

地元委員 (7番) 報酬との関係を明確にしていないと、議会で聞かれた時に対応しておかないといけない。

議長 方向としては今日決める必要がない。最低四半期に一度出席でもよい。

事務局長 近場でいえば宗像を調査したりして、慎重に決めたほうが良い。

議長 改正については、本日決定したもの、あるいは今後決めるものでよろしいですかね。

【はい。】の声

議長 続きまして、その他の案件②③の説明をお願いします。

事務局 ②農地パトロール(利用状況調査)について
未定提出の地区の方は提出お願いいたします。

③農業委員会通信の発行について
10月発行の予定ですが、この後に副会長、加藤 陽一郎委員と取材に行くことになってい

ます。

議長

無いようでございますので、以上をもって、平成28年第27回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 10 時 6分